

熊本市公報(契約)

第4号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約検査総室

発行日 平成28年1月18日

目次

○再度公告（平成28年度 総合行政情報システム操作業務委託）	1
--------------------------------	---

契約公告第16号

平成28年1月18日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける平成27年12月24日付け契約公告第630号で公告した平成28年度総合行政情報システム操作業務委託については、入札に参加する者が2者に満たなかったため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第5条の規定により、次のとおり再度公告する。

熊本市長 大西 一史

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成28年度 総合行政情報システム操作業務委託

(2) 目的及び概要

本市の総合行政情報システムは、昭和61年3月の住民記録システムの本稼動以来、その後逐次適用業務の拡大を行い、その数は現在34業務に及んでいる。これらの業務を円滑かつ効率的に運用するため、総合行政情報システムに対する直接操作業務（オペレータ業務）を委託するもの。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年6月30日まで。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所（本庁舎）3階

熊本市市民局情報政策課

電話 096-328-2057（直通）

電子メールアドレス jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結

果に基づき落札者を決定する方式により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第 1 分類「情報処理業務」・第 2 分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成 22 年度以降に履行が完了した、電算システムの操作業務に関する業務委託の実績を有すること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク制度」の使用許可又は「ISMS 適合性評価制度」の認証を受けていること。

5 競争入札参加資格審査申請の方法等

4(1)の資格を有しないものは次に挙げる手続きを行うこと。

(1) 申請の方法

熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱に基づき、競争入札参加資格審査申請書及び必要書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送することとし、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「競争入札案件名」及び「開札日時」を明記すること。

(2) 申請の時期

平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）まで（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

持参する場合は、9 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

郵送する場合は、平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

(3) 提出場所及び問い合わせ先

ア 持参する場合

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階
熊本市総務局契約検査総室物品契約班

イ 郵送する場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（総務局契約検査総室物品契約班）あて

ウ 問い合わせ先

熊本市総務局契約検査総室物品契約班

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 3 7（直通）

(4) 申請書類の入手方法

熊本市ホームページからダウンロードすること。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

また、熊本市総務局契約検査総室物品契約班においても配布する。

(5) 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

当該資格を認定されたときから次期の資格認定のときまでとする。また、更新については、当該資格の有効期間中に公告を行うので、当該公告に基づき手続を行うこと。

(6) 競争入札参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 28 年 1 月 18 日（月曜日）から平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）まで。

仕様書等の交付は、2 の担当部局で仕様書等交付申請書（様式第 1 号）による申請後、交付する。

仕様書等交付申請書を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

また、郵送による申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角 2 サイズ相当）及び送付用切手（簡易書留で A 4 サイズ用紙 10 枚程度及び CD-R 1 枚相当分）を貼付せず同封すること。なお、仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。

熊本市ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、9 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時までを除く。）

(2) 仕様書等の取扱条件

ア (1) で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに様式第 2 号により熊本市長へ通知すること。また、本作業を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、関連事業者という。）がある場合は、同様に通知すること。

イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外の第三者へ仕様書等の情報を漏らしてはな

らない。

ウ 本件入札に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。

エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件入札に関する業務に必要と認められる範囲で且つ、必要最小に限り複写のみすることができるものとする。

オ 交付された仕様書等の受領後、本件入札に参加しない場合は速やかに返却すること。

(3) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

次に示す書類を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 3 号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 4 号）

(ウ) 入札参加者の同種業務の実績（様式第 5 号）

(エ) 「プライバシーマーク制度」の使用認可又は「I SMS 適合性評価制度」の認証を受けていることが確認できる書類

イ 提出期限

平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）の午後 5 時までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参する場合

2 の担当部局

(イ) 郵送する場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（市民局情報政策課）あて

また、封筒の表面に申請する業務委託名及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。

オ 留意事項

様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。

ア(ウ)及び(エ)の書面が添付されていない場合は、当該実績、認可又は認証を有しているとは認めない。また、ア(ウ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(4) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書の提出期限日をもって行うものとする。た

だし、5 の申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をするものについてはこの限りではない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - ア 提出方法
書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。
 - イ 提出期間
平成 28 年 1 月 18 日（月曜日）から平成 28 年 1 月 27 日（水曜日）まで（休日を除く。）の 9 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時までを除く）
 - ウ 提出先
2 の担当部局
電子メールアドレス：jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp
- (2) (1) の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。
 - ア 閲覧期間
平成 28 年 2 月 1 日（月曜日）までに閲覧開始し、平成 28 年 2 月 8 日（月曜日）までとする。
 - イ 閲覧場所
2 の担当部局

10 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札等

- (1) 6 (4) の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加又は入札書を提出するものとする。
 - ア 入札日時
平成 28 年 2 月 8 日（月曜日）午前 11 時 00 分
 - イ 入札場所
熊本市中央区花畑町 3 番 1 号
熊本市役所 花畑町別館 1 階小会議室（旧消費者センター）

ウ 入札方法

入札書の持参又は郵送により提出することとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

エ 郵送による入札書の提出期限

平成 28 年 2 月 5 日（金曜日）までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

オ 入札書の提出先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、入札案件名及び入札書在中の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載した上で提出すること。

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（市民局情報政策課）あて

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回までとする。（2 回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 1 0 7 号）第 5 条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 3 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
熊本市契約事務取扱規則第 5 条第 2 項第 4 号に定めるところにより、免除する。
- (3) 契約保証金
熊本市契約事務取扱規則第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供

又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格確認がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

1 4 Summary

(1) Subject name:

Leasing general administrative information system operations duties

(2) Validity period:

From day contract is signed until June 30th, 2018

(3) Bidding document submission deadline for delivery in person:

Monday, February 8th 2016 by 2:00PM

(4) Bidding document submission deadline for delivery by mail:

Must arrive by no later than Friday, February 5th

(5) Language and currency used in bidding transaction:

Japanese language and Japanese yen

(6) Department in charge

Information Policy Section, Citizens Affairs Bureau, City of Kumamoto